

令和2年8月19日作成
令和3年7月 5日改訂

中 井 町

台風接近や集中豪雨等における町内認可保育施設の臨時休園措置等の
ガイドライン

1. 目的

町は、台風や集中豪雨等により保育所等に対して人的・物的被害が生じる恐れが高まった場合に、児童及び保育従事者の生命と身体の安全を守るため、町内認可保育施設における臨時休園措置等の判断及び対応を定めるために策定するものです。

2. ガイドラインの対象となる施設

町内認可保育施設

3. 臨時休園等の判断について

町は、台風接近や集中豪雨等の恐れがある場合、本ガイドラインに基づき、町内認可保育施設における臨時休園を判断します。

なお、施設として個別の事情を考慮し、独自の対応が必要であると考えられる場合、現に危機が迫っている状況であるときを除き、事前に町に連絡の上、対応を協議することとします。

4. 臨時休園等の判断基準

次のいずれかに当てはまる場合、又は、今後当てはまる可能性が高いと判断した場合、臨時休園等を行うこととします。

- (1) 気象庁からの特別警報（大雨・暴風・大雪・暴風雪）が発令されている
- (2) 警戒レベル3（高齢者等避難）以上の避難情報が発令されている
- (3) 河川氾濫・土砂災害など登園することに危険がある
- (4) 交通手段の計画運休などにより保育士が確保できない、又は保護者による送迎が困難である
- (5) 通行止めなどにより登退園できない状況が発生している

5. 登園状況による対応について

	警戒レベル	対応等
登園前	3 高齢者等避難	休園とします 警戒レベルが解除され、園運営に支障がないことが確認できるまでは園児の受け入れは行わないこととします。
	4 避難指示	
	5 緊急安全確保	

	警戒レベル	対応等
保育中	3 高齢者等避難	出来る限り早めに 引き取りに来てもらう 後に避難指示(警戒レベル 4)の発令が予想されるため、避難指示までに降園が完了するように保護者にお迎えを依頼します。
	4 避難指示	速やかに 引き取りに来てもらう ただし、引き取りに来ることが危険な場合(洪水発生時等)は、安全な状況になってから引き取りに来てもらう。 また、状況に応じて園児とともに所定の避難所に避難する場合は、避難所で引き渡しを行う。
	5 緊急安全確保	

6. 洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域に所在する施設の対応について

洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域に所在する施設は、事前に作成した防災計画等に基づいて、早い段階で臨時休園等を決定することも想定されるため、事前に保護者へ説明を行うこととします。

7. 臨時休園等に伴う対応について

(1) 臨時休園等を行う際の周知等

施設は、臨時休園等を行う場合は、ホームページやメール等により、保護者に周知するとともに、施設の入口に臨時休園する旨と緊急連絡先を示した紙等を掲示します。

また、臨時休園等を実施する場合の判断基準を危機管理マニュアル等に位置付け、あらかじめ保護者に周知をします。

(2) 緊急事態に対して施設に駆け付けられる体制の確保

施設に利用者がきてしまった場合など、緊急事態に対応するために、責任者等が施設に駆け付けられる体制を確保します。

(3) 保護者へのフォローアップ

消防、警察、医療関係者、介護施設等の災害時でも勤務が必要である保護者へのフォローアップとして、必要に応じて規模を縮小して開園する等の対策を講じます

8. 臨時休園等を解除し保育を再開する基準

臨時休園等を行うこととなった状況がなくなり、園運営に支障がないことが確認できた場合に再開します。

以 上
(事務担当は福祉課子育て支援班)